

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 放送法の一部を改正する法律

規制の名称： 衛星基幹放送業務の認定要件の追加

規制の区分：新設、改正 (拡充)、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

評価実施時期： 令和 7年 3月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式の変化等を背景に、我が国の動画配信市場は急速に拡大(令和5年には5,740億円(対令和元年比で96.2%増)に拡大)し、コンテンツ視聴をめぐる衛星基幹放送事業者とコンテンツ配信事業者との間の競争環境が厳しさを増しているものの、既存の衛星基幹放送事業者も引き続きサービスを継続しており、課題として認識されていた衛星基幹放送における右旋円偏波を中心とする周波数の逼迫状況に関して、大きな影響は及んでいない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン(もし当該規制が拡充されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況)を設定する。

規制の事前評価時には、衛星基幹放送事業者とコンテンツ配信事業者との間の競争が激化する中、従来の制度運用を継続した場合、新規参入の促進による放送サービスの多様化・高度化が見込まれず、衛星放送市場の活性化や衛星基幹放送事業者の競争力強化が困難な状況をベースラインとして想定していた。

ベースラインについては、①のとおり、事前評価時から社会経済情勢等の変化は見受けられたものの、課題に対する影響は大きなものではなく、事後評価に際しての変更は不要である。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

①及び②のとおり、事前評価時から社会経済情勢等の変化は見受けられたものの、課題に対する影響は大きなものではなく、引き続き衛星基幹放送事業者の新規参入の促進による放送サービスの多様化・高度化を図ることが求められるところ、衛星基幹放送業務の認定及び認定更新の際に効率的な周波数の利用の観点から事業者が希望する周波数が必要十分であるかを審査する必要があることから、本規制を維持することが適当である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の拡充に伴い、衛星基幹放送の認定及び認定の更新を行う際に、事業者の申請書類の一つに「周波数の使用に関する計画」を記載する様式を設けた。当該書類の作成費用を一律に示すことは困難であるが、追加された書類の作成事務に当たっては1事業者当たり0.5時間を要すると想定され、「約3,072円(※1)×0.5時間＝約1,536円」程度の費用負担が発生するものと推計される。

したがって、規制の事前評価時の想定のとおり、遵守費用は限定的と評価できる。

(※1) 年間平均給与額(※2)÷年間総労働時間(※3)＝担当者の時給

5,303,000円÷1,726時間≒3,072円

(※2) 国税庁「民間給与実態統計調査」(令和5年分)の平均給与(正社員)

(※3) 厚生労働省「労働統計要覧」の実労働時間(事業所規模30人以上、令和5年)

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の拡充に伴い、周波数使用基準の策定や関係事業者への周知等については、通常の許認可関係業務の範囲で行っている。また、衛星基幹放送の認定及び認定の更新を行う際に、事業者が希望する周波数が周波数使用基準に適合するか審査する費用が新たに発生し、当該費用を一律的に示すことは困難であるが、当該審査に当たっては1件当たり0.5時間程度要しており、「約3,078円(※1)×0.5時間=約1,539円」程度の費用が発生するものと推計される。したがって、規制の事前評価時の想定のとおり、行政費用は限定的と評価できる。

(※1) 平均給与月額(※2)÷1か月当たりの労働時間(※3)=担当者の時給

405,378円÷131.7時間≒3,078円

(※2) 人事院「国家公務員給与等実態調査」(令和6年)の国家公務員平均給与月額(行政俸給表(一))

(※3) 厚生労働省「労働統計要覧」の1か月当たりの所定内労働時間(事業所規模30人以上、令和5年)

## ⑥ 効果(定量化)の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制の拡充により、8事業者において合計38スロットの周波数が縮減・返上され、返上された周波数を活用し、令和元年11月に2K放送を行う3事業者、令和5年11月に4K放送を行う3事業者を認定しており、衛星基幹放送の周波数が有効利用されていると評価できる。

## ⑦ 便益(金銭価値化)の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

⑥のとおり、周波数の有効利用が図られることにより、放送サービスの多様化・高度化が実現し、もって衛星放送の普及及び健全な発達に寄与したと考えられる。なお、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は生じていない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記のとおり、本件は衛星基幹放送の周波数の有効利用を図り、放送サービスの多様化・高度化に寄与しつつ、遵守費用や行政費用は限定的であると評価できることから、本規制を継続することが妥当と考えられる。